

千葉市公告第22号

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により千葉市公共下水道事業計画（中央および南部処理区）を次のとおり変更するので、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により公告します。

なお、その関係図書は、千葉市建設局下水道建設部下水道計画課において縦覧に供します。

令和2年1月15日

千葉市
千葉市長 熊谷俊人

- 1 下水道事業計画の種類
千葉市公共下水道（中央および南部処理区）
- 2 事業計画の変更にかかる土地の区域
千葉市中央区村田町、千葉港、出洲港、中央港1丁目、中央港2丁目、都町、都町1丁目、都町2丁目、都3丁目、宮崎町、宮崎2丁目、松ヶ丘町、大森町、星久喜町、南町2丁目、今井町2丁目及び川崎町の一部の区域
千葉市美浜区新港及び幸町1丁目の一部の区域
千葉市若葉区貝塚町、加曽利町、みつわ台1丁目、みつわ台3丁目及び殿台町の一部の区域
- 3 変更内容
 - (1) 中央処理区
 - ア 汚水計画の変更
 - (ア) 計画人口及び計画汚水量の変更
 - (イ) 中央浄化センターにおいて、水処理施設の変更
 - (ウ) 神明ポンプ場外3のポンプ場を撤去後廃止し、中央浄化センター内に沈砂池ポンプ棟を追加
 - (2) 南部処理区
 - ア 汚水計画の変更
 - (ア) 計画人口及び計画汚水量の変更
 - (イ) 南部浄化センターにおいて、水処理施設及び汚泥処理施設の変更
 - イ 雨水計画の変更
浸水対策に伴い、雨水幹線及び貯留施設の追加及び変更
- 4 完成予定年月日
令和3年 3月31日
- 5 縦覧期間
令和2年1月16日（木）から令和2年1月29日（水）まで
ただし土・日曜日を除く
- 6 縦覧場所
千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市建設局下水道建設部下水道計画課